

## 子どもたちの声

子どもはかなり年齢が高くなっていても、自分の気持ちをなかなか上手に言葉にして伝えることができません。また、言葉にならない様々な気持ちを抱えています。だから、親は子どもの態度や行動をよく見守って、言葉にならない言葉を察してあげることが大切です。以下に紹介するのは、親子交流支援者や養育費相談員たちが、支援や相談活動の中で聞いた子どもたちの言葉です。

お母さんの作ったおにぎりは  
どうしておいしいの？  
(5歳・男)

久しぶりに会ったお母さんに  
やさしい気を使っている  
男の子です。

お父さん、ちゃんと  
ご飯食べている？  
(小5・女)

お母さんの前では言えな  
かったのですが、お父さん  
のことを心配していたこと  
を伝えることができました。

お父さんがずっと養育費を  
払ってくれているとお母さん  
から聞いて、見捨てられたの  
ではないと思った。  
(中2・男)

父は養育費もきちんと払っ  
てくれた。小さいころから  
会ってきたので母子家庭で  
あることをあまり意識しな  
かった。離婚したけど今で  
も両親には感謝している。  
(18歳・女)

毎月1、2回はお母さんと  
食事しているから淋しくない。  
これからもずっと会いたい。  
(小4・男)



### 養育費等相談支援センターの業務内容

養育費等相談支援センターは、こども家庭庁の委託を受けて、養育費や親子交流に関する当事者からの相談に応じるほか各地の母子家庭等・自立支援センターや市町村の窓口等で受け付けた相談に対する支援、相談員等を対象とする研修の実施などを行っています。

#### 1 養育費・親子交流相談支援事業

##### ● 養育費・親子交流に関する電話・メールによる相談

電話相談 **0120-965-419** (携帯電話からは使えませんので下記番号におかけください)

**03-3980-4108** (ご希望により当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています)

平日(水曜日を除く) 午前10時～午後8時

水曜日(祝日を除く) 午後0時～午後10時

土曜日・祝日 午前10時～午後6時(日曜日・振替休日の電話相談はお休みです)

メール相談 **info@youikuhi.or.jp** (相談員が数日中に回答を送信します)

迷惑メール拒否設定をされている方は[ドメイン指定受信]に「youikuhi.or.jp」を追加して送信してください。

全国の都道府県や市町村に置かれている母子家庭等就業・自立支援センターでは養育費に関する相談の他、親子交流等の問題も含めて電話相談や面接による相談を行っています。詳しくは養育費等相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。



チャット形式で  
質問ができます。

#### 2 研修事業

全国の母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費や親子交流に関する相談を行う方のための研修

#### 3 情報提供事業

ホームページ、ニューズレターなどによる相談員等への情報提供  
パンフレット、ポスターなどによる養育費確保、親子交流の取決めのための広報活動

# 養育費・親子交流

## — 親子の絆 —

お子さんのために養育費を取り決めていきますか？  
お子さんは離れて暮らしているお父さんやお母さんと会っていますか？

親が離婚した子どもたちは、  
お父さんもお母さんも自分のこと  
をかけがえない大切な存在である  
と思ってくれていることを知ることで、  
深い安心感と自尊心を育むことができます。  
養育費と親子交流は  
子どもの健やかな成長を支える  
車の両輪です。



こども家庭庁委託事業

## 養育費等相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階

# 養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務（生活保持義務）であるとされています。



## 取決めの方法

養育費は、離婚後の子どもの養育のために、父母が離婚する前にきちんと話し合って決めておくことが大切です。離婚する際に取り決めることができなかった場合、子どもを監護養育している親は、離婚後、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、子どもと離れて暮らしている親に対していつでも養育費を請求することができます。父母の話合いで決めることができない場合は、家庭裁判所の調停を利用できます。

## 金額の決め方

養育費は、離婚後の子どもの養育のために、父母が話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費等相談支援センターのホームページ等でも見ることができます。

## 金額の変更

養育費は、いったん取り決めても、その後、父母の収入が変化したとき、再婚して扶養家族が増えたときなど、「事情の変更」があれば、増額又は減額について双方が話し合って取り決め直すことができます。

# 親子交流とは

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。



## 親子交流の方法

親子交流の方法には、父母が話し合って決めた場所に子どもが出かける（連れて行く）方法、子どもと離れて暮らしている親が迎えに来る（訪問する）方法、宿泊を伴う方法などがあります。いずれの場合も、子どもの年齢、健康状態、生活状況等を考慮して無理のないように決めることが大切です。

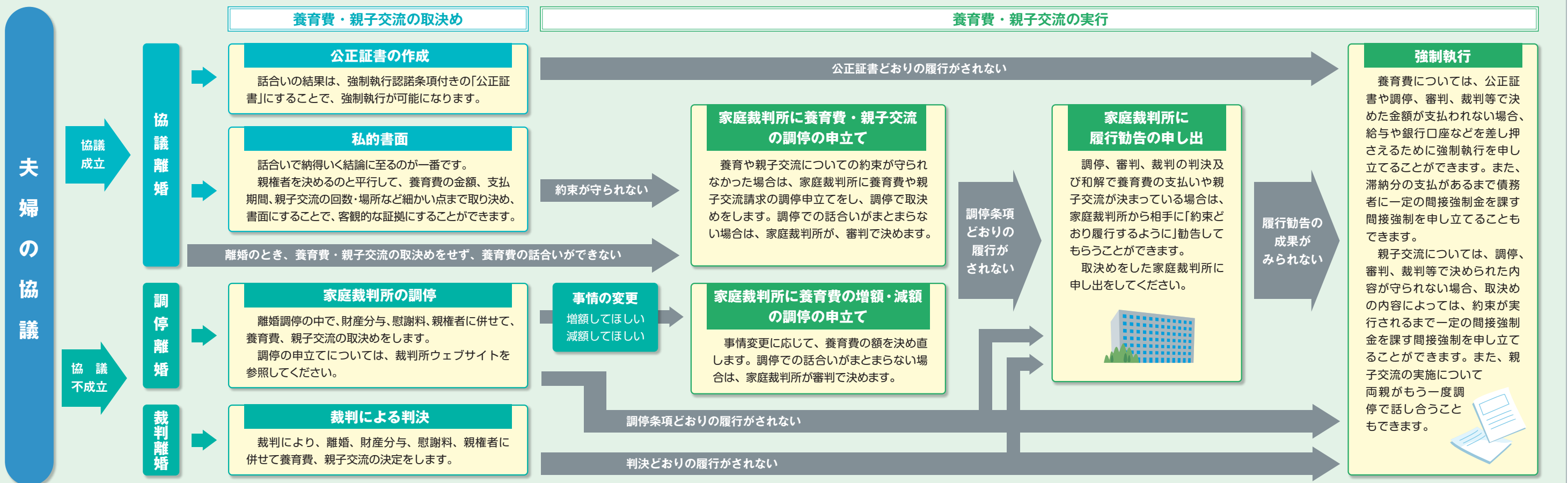
## 取決めの方法

親子交流を行う際には、子どもが安心して交流できるよう、親子交流の頻度、方法、時間、送り迎えの方法、親同士が守らなければならないルールなどを具体的に決めておくことが大切です。取決め内容は、父母が話し合って決めるのが一番ですが、話し合えて決めることができない場合は、家庭裁判所の調停を利用できます。

## 父母が心がけること

親子交流の際に子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュール、生活リズムなどを尊重して、会い方や親子交流時の過ごし方を考えましょう。どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守るなどのルールを守ることが大切です。

### 養育費・親子交流の手続の流れ



※平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」注（現在親子交流と読みかえる）と「養育費の分担」があること、これらの取決めをするときは子の利益をもっとも優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。民法（明治29年法律第89号）（平成23年の一部改正後のもの）（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子の面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。2～4（略）

※養育費や親子交流に関する相談は、養育費等相談支援センターや母子家庭等就業・自立支援センターのほか、法テラス、弁護士会等で行っています。詳しくは養育費等相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。